|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第１号（第５条関係） | (表) |  |  |  |  |  |  |
|  | 三豊市長　　　　　　　様 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 　　　年　　月　　日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金交付申請書 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 　三豊市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金交付要綱第５条第１項に基づき、移住支援金の交付を申請します。 |
|  | １　申請者欄 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ふりがな | 　　 | 生年月日 |
|  | 氏名　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 年　　月　　日 |
|  | 住所 | 〒 | 電話番号 | 　 |
|  | メールアドレス | 　 |
|  | ２　移住支援金の内容（該当する項目に○を付けてください。） |  |  |  |
|  | 世帯区分 | 単身世帯 | ２人以上の世帯 | ２人以上の世帯の場合、同時に移住した家族の人数（申請者は含まない。） | 人 |
| 上記のうち、18歳未満の人数 | 人 |
|  | 移住支援金の種類 | 就業（一般） | 就業（専門人材） | テレワーク | 起業 |  |
|  | ３　転出元の住所 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 住所 | 〒 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ４（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 |
|  | 期間（年月日～年月日） | 就業先名称 | 就業先所在地 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | ※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象とならない場合があります。（移住前の勤務先を辞職後、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として要件を満たしません。） |
|  |
|  |  |
|  | ５（東京23区内の大学等への通学者に該当する場合のみ記載）東京23区への通学履歴 |
|  | 期間（年月日～年月日） | 通学先名称 | 通学先所在地 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  | 　 | 　 | 　 |
|  |  |
|  | ６（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況 |
|  | 勤務先部署 |  |
|  | 所在地 | 〒 |
|  | 勤務先部署に行く頻度 |  週 ・ 月 ・ 年　　　回程度 ／ 行くことはない ／ その他（　　　　　） |
|  | 勤務先部署からの通勤手当の支給の有無 | 有　・　無 |

（裏）

【誓約及び同意に関する事項】

　私は、補助金の交付申請に当たり、下記事項を遵守することを誓約し、及び個人情報の取扱いについて同意します。

記

　１　申請日から５年以上継続して三豊市に居住します。

２　(就業・起業の場合)申請日から５年以上継続して就業又は起業します。

　３　(就業の場合)就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担うものとの関係について、３親等以内の親族に該当しません。

　４　(テレワークの場合) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行います。

　５　三豊市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、三豊市から求められた場合には、それに応じます。

　６　補助申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

　７　申請時において、三豊市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金交付要綱第３条第２項第３号エに掲げる要件を満たしています。

　８　次に掲げる事項に該当する場合は、三豊市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金交付要綱第１０条に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

　　(1)　虚偽の申請等が明らかになった場合　全額

　　(2)　補助金の交付申請日から３年未満で県外の市区町村に転出した場合　全額

　　(3)　補助金の交付申請日から３年以上５年以内に県外の市区町村に転出した場合　半額

　　(4)　補助金の交付申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合　全額

　　(5)　三豊市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金交付要綱及び起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合　全額

［個人情報の取扱いについて］

香川県及び三豊市は、三豊市東京圏ＵＪＩターン移住支援事業補助金の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、香川県及び三豊市は、当該個人情報について、他の都道府県及び香川県内の各市町において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村、その他関係機関に提供し、又は確認する場合があります。

申請者氏名（署名又は記名押印）